

社会福祉施設における労働災害防止について

事業主 殿

佐世保労働基準監督署

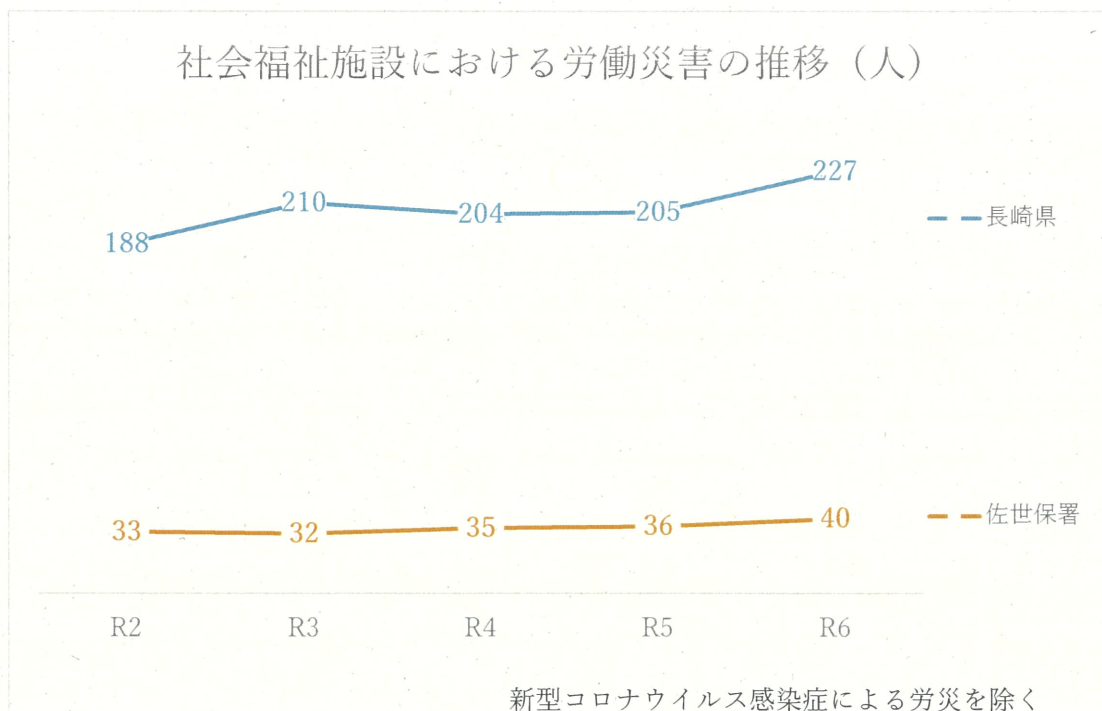
第1 趣旨

佐世保労働基準監督署管内の社会福祉施設における労働災害の発生状況につきましては、増加の一途を辿り、昨年は50人(うち、新型コロナウイルス感染症によるもの10人)の方が休業4日以上労働災害にあわれ、新型コロナウイルス感染症によるものを除いても過去最も多い死傷者数となっており、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

労働災害発生の原因としては、滑りやつまづきなど「転倒」によるものが最も多く、次いで、腰痛などの「動作の反動や無理な動作」によるものが多発しています。

当該災害は、いわゆる「行動災害」により発生していることから、災害防止のため下記事項にご留意いただき、安全衛生管理活動の推進を図ってください。

また、安全衛生管理活動推進の証として、アクションZERO～長崎ゼロ災運動～(第11弾)にご参加いただき、労使一体となった労働災害防止活動を推進いただきますよう併せてお願い申し上げます。



第2 事業者の実施事項

1 「転落災害」・「転倒災害」の防止

転倒災害は、濡れた床面、段差、手すりのない階段などの設備面、走るなどの不安全な行動、加齢による運動機能の低下など、複合的な原因で発生します。このため、従業員の不注意ということで片付けることなく、設備面の改善、不注意な行動の防止、日頃からの運動を含めた職場での健康増進などの取組を、以下の4点を重点に従業員の方々の参画のもとで取り組んでいただきたいと思います。

- ① 4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)
- ② 危険の見える化(転倒の危険がある場所を分かりやすく表示する)
- ③ すべりにくい靴(耐滑性の高い防滑靴)の着用
- ④ 転倒予防体操の実施

2 腰痛など動作の反動等による労働災害防止

動作の反動や無理な動作による労働災害は、利用者の移乗作業などによる腰痛、利用者の咄嗟の動きによりそれを支えようとしたときに首や腕を痛めた、バランスを崩して踏ん張ったところ足を負傷したなど人の動きが起因して発生しています。このため、正しい姿勢や危険を予測する力を身につけることが必要です。具体的な社会福祉施設(介護施設)における腰痛予防対策や労働災害防止対策は、厚生労働省サイトにおいて紹介されていますので、当該資料を基に安全巡回や職員研修の実施をしていただき、行動災害による労働災害防止に取り組んでいただきますようお願いします。

3 安全衛生管理体制

職場で安全(衛生)推進者を選任されていますでしょうか？

安全衛生管理活動を推進する上では、一定の知識や経験がある者に労働者の安全と健康を確保するため、次の安全衛生管理活動を推進していただく必要があります。

※事業場規模労働者 50 名以上の場合は、安全推進者に加え、衛生管理者及び産業医の選任が必要です。

ア 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例：職場内の整理整頓(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車、脚立など道具の安全な使用に関するマニュアルの整備等

イ 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、介護作業における腰痛予防や転倒災害防止に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施等

ウ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例：労働災害が発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び監督署への提出等

4 指さし確認の励行

ヒューマンエラー防止のため「指さし確認」による安全チェックの徹底を図ってください。

5 アクションZERO～長崎ゼロ災運動～

7月1日から12月31日までを運動期間として、毎年、ゼロ災運動を展開しています。

利用者のみならず職員の安全と健康についても配慮している事業場である証として、ぜひ、ゼロ災運動へご参加いただき、労使一体となった労働災害防止活動の推進を図ってください。

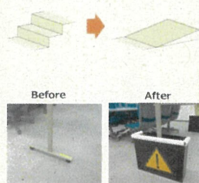
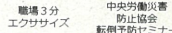
※参加方法など詳細は長崎労働局ホームページよりご覧になれます。

介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ☐ (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
 > 走らせない、急がせない仕組みづくり
- ☐ 通路の段差につまずいて転倒 (15%)
 > 事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
 > 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- ☐ 設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)
 > 設備、家具等の角の「見える化」
- ☐ 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)
 > 介助の周辺動作のときも焦らせない
 介助のあとは「一呼吸置いて」から別の作業へ
- ☐ 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)
 > 適切な通路の設定
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ☐ コードなどにつまずいて転倒 (5%)
 > 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる



「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ☐ 凍結した通路等で滑って転倒 (24%)
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)
- ☐ 浴室等の水場で滑って転倒 (23%)
 > 防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す (★)
 > 滑りにくい履き物を使用させる
 > 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- ☐ こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放)
- ☐ 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
 > 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起

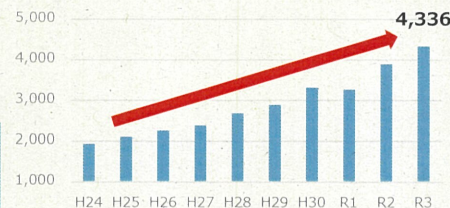


(★)については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

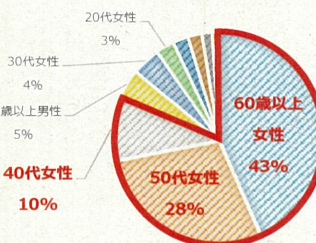


転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



社会福祉施設における転倒災害の態様

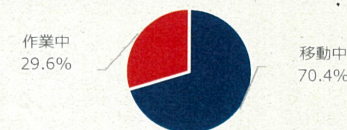
骨折（約70%）

- ・ 打撲
- ・ じん帯損傷
- ・ 捻挫
- ・ 外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

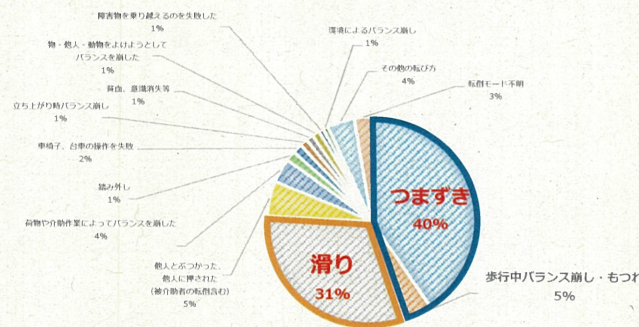
44日

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「口コチェック」をご覧ください
- 特に女性に加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

